

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示について（概要）

令和2年10月1日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. 改正趣旨

令和元年10月に「家庭用浄水器試験方法」に関する日本産業規格（家庭用浄水器試験方法 J I S S 3 2 0 1（以下「J I S」という。）」の改正が行われたことに伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「雑貨工業品品質表示規程（以下「表示規程」という。）」の浄水器に表示すべき事項に関し、J I Sを引用している箇所の規定等について、今般、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）ところ、今般の改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

（1）浄水器に関する J I S の改正内容

J I S では家庭用浄水器に係る揮発性有機化合物の除去性能試験の方法等を定めているが、試験の対象物質の一つである 1.1.1-トリクロロエタンは、国際的な環境課題を議論するモントリオール議定書によって製造及び輸入が規制されており、国内市場に流通していないことから、当該物質を試験の対象から削除する改正が行われた。また、代替物質を用いた揮発性有機化合物の除去性能試験方法を新たに J I S 付属書 A において導入する等の改正が行われた。

（2）主な表示規程の改正内容

①（1）の J I S 改正を踏まえ、浄水能力の表示に関する規定（別表第二 第六号（五）ロ）中、除去対象物質を示す用語から 1.1.1-トリクロロエタンを削除するとともに、総トリハロメタンの用語を用いる場合において参照している J I S の項番号を変更する。

また、浄水能力の表示に関する試験方法に、J I S 附属書 A に基づいた試験結果による浄水能力の表示を認めることとする。

②連続式の浄水器 (*1) については、濁りを除去していくことによって、ろ材が目詰まりを起し、ろ過流量が低下する性質があることから、表示規程において、ろ過流量が 50% に低下するまでの期間と、除去率が 80% に低下するまでの期間とを比較し、いずれか早い方の総ろ過水量を表示させることとしている (同号 (五) ハ)。当該性質は、濁りに係る浄水器全般に起こり得る性質であることに鑑み、全ての浄水器について、当該総ろ過水量を表示させることとする。

*1 給水栓などに接続して使用する浄水器で、得られるろ過水がタンクなどに貯留されることなく浄水器から連続的に供給されるもの。

③表示規程において、浄水器として使用可能となる最小の動水圧 (*2) を表示させることとしている (同号 (四)) が、J I S ではポンプを持つ浄水器について、ポンプが作動するために必要な最低限度の水圧の測定方法が定められていること (*3) から、当該測定方法で測定した結果を表示させることとする。

*2 一定のろ過流量を確保するために必要な最低限度の動水圧。ただし、供給された水を貯留して使用するものを除く。

*3 平成 29 年 1 月 20 日付けの J I S 改正で定められた。

④ J I S において、回分式浄水器 (*4) のうち、ろ過した水を貯水タンク等に貯めて使用する浄水器について、ろ過水容量 (*5) の試験方法が定められている (*6)。当該ろ過水容量は、消費者にとって品質を識別するために必要な情報であることから、表示規程において、ろ過水容量を新たに表示させることとする。

*4 使用の都度給水するもの、又は供給された水を貯留して使用するもの。給水栓などに接続して得られるろ過水を貯留タンクに貯留するものを含む。

*5 貯留されたろ過水のうち、1 回に使用することができる容量。

*6 平成 29 年 1 月 20 日付けの J I S 改正で定められた。

4. その他

事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和 3 年 9 月 30 日までの間に浄水器に表示するものについては、なお従前の例によることができることとする予定である。